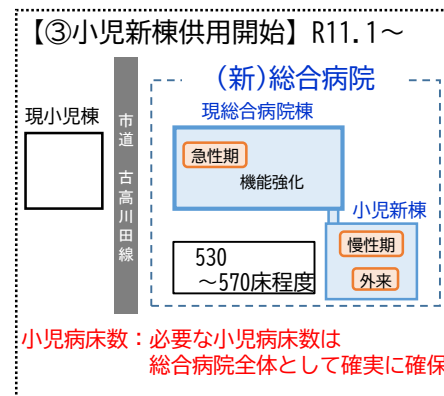
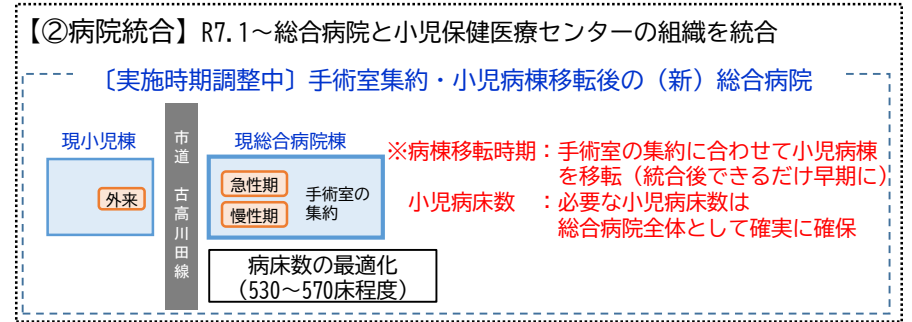
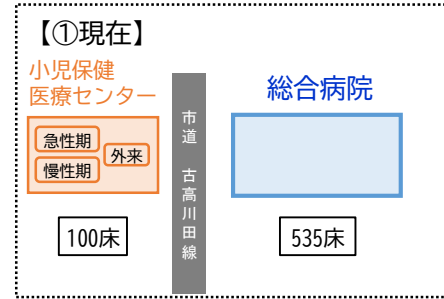


1. 改定の主な内容

- 令和4年3月に策定した現行計画を、総務省「公立病院経営強化ガイドライン」に基づく「経営強化プラン」に見直し
- 医療や県立病院を取り巻く環境の変化への対応
 - ・ 総合病院と小児保健医療センターの病院統合により、総合病院の「がん診療」や小児保健医療センターの重症心身障害児者医療を含む「難治・慢性疾患などの小児医療」など強みを堅持・伸展
 - ・ 小児新棟の整備や、総合病院の救急医療提供体制等機能強化の推進
 - ・ 感染症対策や災害対応、救急医療、子育て支援など県や国の政策との連動
- 計画期間 令和4年度から令和9年度まで（現行計画を2年間延長）

2. 病院統合および小児新棟の整備に係る方向性

- 総合病院と小児保健医療センターを令和7年1月に組織統合して医療機能を更に充実・強化
 - ・ 医療資源の集約化・最適化の観点から小児新棟の施設整備計画を再検討し、医療・福祉・教育の一体的整備や入院環境の向上など医療機能を更に充実・強化
 - ・ 診療提供体制が充実している現総合病院へ現小児保健医療センターの手術室と急性期・慢性期病棟を移転（慢性期病棟の移転は新棟整備までの一時的な措置。また、必要な病床数は総合病院全体として確実に確保）
 - ・ 小児新棟の整備（令和11年1月供用開始を目標）、現総合病院の施設改修等による医療機能の着実な強化（小児新棟へは現小児棟の外来機能および現総合病院棟の慢性期小児病棟（30～40床程度）を移転し、急性期小児病棟（30～40床程度）については、引き続き、現総合病院棟において確保）
- 周辺病院との機能分担・連携を強化し（新）総合病院全体での病床数等施設規模を最適化（530～570床程度）



3. 今後のスケジュール

【改定骨子案】
9月定例会議
常任委員会



【改定素案】
11月定例会議
常任委員会



（県民意見募集）
1月～2月



【改定最終案】
2月定例会議
常任委員会



3月末
改定

4. 病院統合による小児患者への医療提供機能の強化

〔現小児保健医療センターの役割・機能〕

一般病院では対応困難な小児専門医療の提供

①難治・慢性疾患の治療

小児科	脳性麻痺、てんかん、染色体異常など
整形外科	先天性股関節脱臼、ペルテス病、側弯症など
耳鼻いんこう科	先天性難聴など
眼科	屈折異常、斜視、弱視など

②総合病院と連携した新型コロナ患者への対応

- ・他の病院では受入が難しい乳幼児、小児等をこれまで延べ2,000人超受入

③子どものこころの問題・精神疾患の診断・治療

- ・自閉症スペクトラム、注意欠如多動症、学習障害などの発達障害

小児保健サービスの中核としての役割

①重度障害児・者等への包括的医療ケアサービス

- ・精密検診による障害の早期発見、リハビリ、保健指導、健康相談などの小児保健サービスの一体的な提供

②県内のNICU等からの長期入院の受入

- ・大津赤十字病院や滋賀医科大学医学部附属病院などのNICU(低出生体重児などを受け入れる新生児特定集中治療室)の病床を効率的に回転させるための長期入院患者の受入

③レスパイト入院需要への対応

- ・病床の空き状況に応じて、医師が病状等を踏まえて受入を判断

充
実
・
強
化

総合病院機能を活用した医療の充実

新規 ①対応可能な疾患の拡大

- ・専門医等の連携強化により、診療できる疾患を拡大
- ・障害者歯科治療への対応検討

新規 ②重度障害児等の成人後の対応強化

- ・専門医等の連携強化により、重症心身障害児が成人後に生活習慣病等により患した場合等の対応を強化

拡充 ③救急医療提供体制の強化

- ・患者の急変時には、救急外来で小児救急専門医が一元的に対応

新規 ④夜間休日の診療体制の強化

- ・充実した医療スタッフの当直体制により、小児保健医療センターでは困難であった夜間・休日の検査・調剤に対応

新規 ⑤高度な医療施設・設備の利用

- ・総合病院のICUやHCUをはじめとする高度急性期医療を提供できる施設の利用や、3T-MRIや320列マルチスライスCTなどの高度医療機器による検査などを実施

小児保健サービスの一層の機能向上

○医療型短期入所(レスパイト入院)の体制の整備

- ・レスパイト入院を障害者総合支援法に基づく医療型短期入所として位置づけ、必要な体制を構築

統合後の小児専門医療の提供体制

①「(仮称)こどもケアセンター」の設置

- ・横断的な組織を設置することで、統合後も重度障害児・者等を対象に包括的医療・福祉サービスを提供

②小児患者を対象とした高度医療センターの設置

- ・「(仮称)小児整形センター」、「(仮称)てんかんセンター」等を設置し、小児患者等を対象とした多角的・総合的医療を推進・拡充

③病態に応じた病棟編成

- ・これまでの小児病棟を、急性期と慢性期に区分し、次のような医療を提供

小児急性期病棟	小児科慢性期病棟
主に各診療科の手術患者や容体急変時に対応	主に長期リハビリや在宅移行支援(医療型短期入所(レスパイト入院)やNICU後方支援を含む)に対応

④現総合病院の病棟との一体的運用

- ・現総合病院の病棟と一体的に運用するため、もし小児患者が一時的に増えた場合でも対応が可能

⑤小児専門外来の設置

- ・小児診療科の外来診察室は成人診療科と別に設置し、院内でも「小児整形外科」「小児眼科」「小児耳鼻いんこう科」などと表示

5. 小児病棟の病床数

○小児急性期病床と小児慢性期病床は、それぞれ必要な病床数を確実に確保

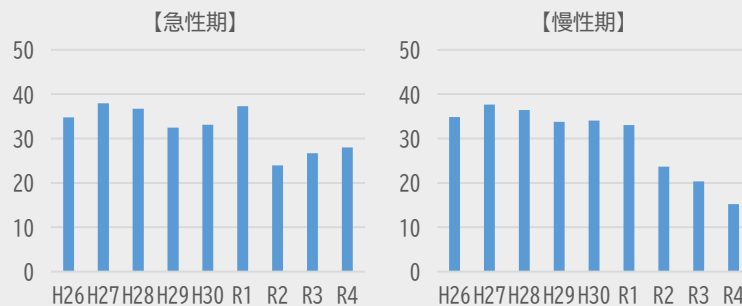
○現総合病院のHCU(高度治療室)・ICU(集中治療室)との一体利用

○ワクチン接種を含めた小児予防医療の進歩

○全国的な少子化の進展

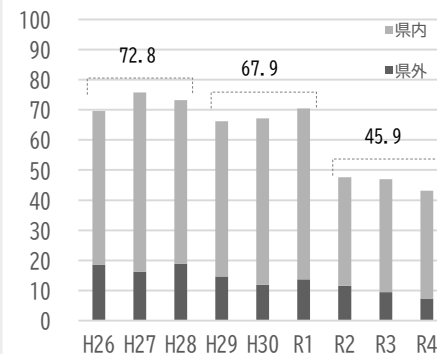
- ・患者数の推移を踏まえて小児専用病床を各30~40床程度確保(計60~80床)
- ・一時的な患者増があった時や緊急時には、新・総合病院全体の病床(530~570床)を活用して対応

小児保健医療センターの患者数の推移(一日平均患者数[人])



※急性期と慢性期は、入院日数により区分した

(参考) 県内県外別一日平均延入院患者数[人]



第五次滋賀県立病院中期計画の改定に係る骨子案

(赤字が、改定による変更箇所)



1 中期計画の基本的な考え方

(1)改定趣旨

- 現行計画を、総務省「公立病院経営強化ガイドライン」に基づく「経営強化プラン」に見直し
- 医療や県立病院を取り巻く環境の変化への対応
 - ・総合病院と小児保健医療センターの病院統合により、総合病院の「がん診療」や小児保健医療センターの重症心身障害児者医療を含む「難治・慢性疾患などの小児医療」など強みを堅持・伸展
 - ・小児新棟の整備や、総合病院の救急医療提供体制等機能強化の推進
 - ・感染症対策や災害対応、救急医療、子育て支援など県や国の政策との連動

(2)計画の位置づけ

県立病院経営における基本計画であり、職員が業務を遂行する上での指針となるもの。

(3)計画期間 令和4年度(2022年度)～令和9年度(2027年度) (6年間)

2 県立3病院の概要、医療を取り巻く状況等

(1)県立3病院の概要 (必要に応じて時点修正)

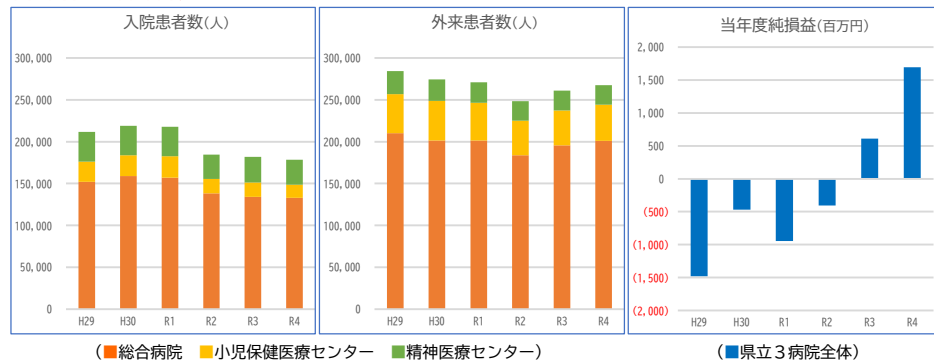
(2)医療を取り巻く状況

- 経営環境の急激な変化による厳しい状況の継続
 - ・医師・看護師等の不足
 - ・人口減少や少子高齢化による医療需要の変化
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い明らかとなった課題と公立病院の重要性
- 国の医療政策の動き
- 県保健医療計画(地域医療構想)の改定
- 県感染症予防計画の改定

(3)病院事業庁の現状・課題

- ①周辺病院との機能分担・連携強化に係る取組状況および課題
- ②若手医師の確保・スキルアップや医師の働き方改革に係る取組状況および課題
- ③経営形態の見直しに係る取組状況および課題
- ④新たな感染症に備えた人材の確保・育成、資源の備蓄等に係る取組状況および課題
- ⑤施設・設備の長寿命化や投資の平準化・規模の適正化に係る取組状況および課題
- ⑥経営の合理化・効率化や収支改善に係る取組状況および課題

(4)経営状況((3)課題⑥のデータ)



このほかに、入院・外来収益の推移、紹介率・逆紹介率、救急搬送件数、医療提供実績指標などのデータを掲載予定。

3 理念と基本方針

(1)基本理念 ※理想的な姿、根本的な考え方、存在意義を明文化したもの

命と健康を守り、県民に信頼される病院

「健康しが」の実現に向けて、医療を取り巻く環境の変化に対応しながら、県民が望む質の高い医療を提供することで、県民の命と健康を守り、県民に信頼される病院であり続ける。

(2)基本方針 ※全職員が業務を行う上で指針とするもの

- 医療** 高度で安全な医療を提供する
〔 県民が望む質の高い医療を提供することにより、命と健康を守る 〕
- 人材** 患者に寄り添う心と、仕事への誇りを持ち続ける
〔 職員一人ひとりが仕事に誇りを持ち、患者本位の最適な医療を提供することにより、信頼される病院であり続ける 〕
- 経営** 持続可能な経営基盤を確立する
〔 経営の健全性を高め、県立病院として目指す医療を継続的に提供する 〕

(3)各病院における取組方針

①統合後の(新)総合病院

- 理念** 笑顔で患者に寄り添いチームで取り組む姿勢を基本とし子どもから大人まで安心・信頼・満足の得られる高度かつ専門的な医療の実現
- 使命** 診療科の垣根を越え、多職種連携による高度急性期・専門医療を行うことで患者や地域医療機関からのニーズに応じて、最適な医療を持続的に提供する。また、感染症対策や災害対応、救急医療や子育て支援などの県や国の政策にも連動し県立病院として中核的な役割を担う。
- 目指す姿**
 - ・診療連携の強化による更なる高度急性期・専門医療の提供
 - ・患者や地域医療機関から信頼される地域に根ざした病院
 - ・唯一の県立の総合病院として県の政策医療の積極的な展開
 - ・臨床につながる研究の推進と熱意ある医療人材の育成
 - ・健全な病院経営の持続可能な基盤体制の確立

②精神医療センター

- 理念** 医療・保健・福祉・介護の力を結集し、人権と環境に配慮したこころの健康を創ります
- 使命** 地域医療機関や保健所等関係機関との密接な連携と役割分担のもとに、思春期精神障害、アルコール依存症等中毒性精神障害、その他の適応障害の発生予防、治療および社会復帰援助を総合的・専門的に行い、地域ケア体制の形成を進め、県下の精神医療の中核を担う。
- 目指す姿**
 - ・保健・福祉を統合した科学的な医療と看護
 - ・文化に根ざした患者本位の社会復帰
 - ・信頼と協働による地域連携
 - ・健全で効率的な運営

(4)SDGs・MLGsの達成に向けた取組

関連するものとして、SDGs・MLGsを位置づける。

4 重点的取組

医療機能の充実	(1)急性期医療機関としての強みの発揮 救急医療提供体制の強化 高度急性期を中心とした病棟再編 大学病院本院に準じた医療機関(DPC特定病院群)への取組推進
	(2)小児や重度障害児・者等を対象とした高度専門医療の充実 小児保健医療センターの機能の最適化 障害者歯科治療への対応検討 子どもから大人まで切れ目のない専門的チーム医療の提供
	(3)県民ニーズが高い医療分野への対応 新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組の充実 がん診療の充実 依存症治療等専門医療の推進 児童・思春期精神障害医療の推進 身体・精神疾患を併せ持つ患者への対応
	(4)患者サービスの向上 医療安全・感染管理の徹底 QOLの向上を目指した総合的な医療とケアの提供 キャッシュレス決済の拡充 福祉サービスや地域行政機関との連携

人材の確保・育成 病院力の向上	(1)人材の確保 医師の確保 医師の働き方改革への対応 看護師・医療技術職員の確保 病院経営を担う専門性の高い人材の確保 意欲や能力のある医療従事者の期待に応えられる環境づくり 働きやすく魅力ある職場づくり 看護職員等の処遇改善
	(2)人材の育成 医療の高度化・複雑化に対応する専門性の高い人材の育成 医療事務職員の育成 病院事業庁職員としての資質向上
	(3)病院力の向上 チーム医療の推進 病院内・病院間での連携・協力体制の構築 働き方改革・業務改善の推進 職員の満足度や課題の把握と病院運営への反映 目標管理によるマネジメントの強化

経営の健全化	(1)収益拡大に向けた取組 新たな診療報酬加算の取得 DPC機能評価係数の向上 特定病院群(Ⅱ群)の取得 病院の魅力向上と積極的な発信による収益拡大 その他の歳入確保の取組 未収金の発生防止と縮減
	(2)費用の縮減に向けた取組 SPD事業者と連携した診療材料の調達コストの適正化 医薬品購入に係る価格交渉、バイオ後続品の採用等 総務事務の電子化の推進
	(3)病院統合による経営の効率化
	(4)総合病院臨床研究センターのあり方
	(5)経営分析の強化と課題共有
	(6)一般会計繰入金 一般会計繰入金の概要 一般会計繰入金の推移 主な繰入金の充当事業 一般会計繰入金に係る考え方

病院統合 施設整備	(1)病院統合の効果 ①医療の充実 ・救急医療提供体制の強化 ・対象疾患の拡大 ・夜間休日の診療提供体制の強化 ・高度医療機器の共同利用 ・新興感染症への対応 ・多職種連携の強化 ②経営の安定化 ・DPCの係数アップ ・診療報酬の施設基準の届出 ・医療機器の共同利用 ・施設・設備の効率利用 ・事務局の合理化 ・契約の一本化による費用削減
	(2)病院統合による小児患者への医療提供機能の強化(詳細は2ページ参照) ①総合病院機能を活用した医療の充実 ・対応可能な疾患の拡大 ・重度障害児等の成人後の対応強化 ・救急医療提供体制の強化 ・夜間休日の診療体制の強化 ・高度な医療施設・設備の利用 ②小児保健サービスの一層の向上 ・医療型短期入所(レスパイト入院)への対応 ③統合後の小児専門医療の提供体制 ・「(仮称)こどもケアセンター」の設置 ・小児患者を対象とした高度医療センターの設置 ・病態に応じた病棟編成 ・現総合病院の病棟との一体的運用 ・小児専門外来診療室の設置
	(3)施設整備(小児新棟)の概要(令和11年1月供用開始を目標) ・外来および慢性期小児病棟を30~40床程度整備し、現総合病院に30~40床程度設置する急性期小児病棟と合わせて、必要な病床数(60~80床)は確実に確保
	(4)今後のスケジュール(組織統合R7.1月、統合後病床数530~570床程度) ※イメージ「2 病院統合および小児新棟の整備に係る方向性」のイメージ図①~③参照
県の重要施策に関する取組	(1)CO ₂ ネットゼロに向けた取組 施設整備や機器更新に合わせたエネルギー消費の低減 病院運営におけるエネルギー消費の削減努力 院内照明のLED化の検討 (2)DXの推進

5 収支計画 ※令和6年3月頃に公表予定

○重点的取組等を反映した収支の見込を令和9年度まで推計

- 〔収益的収支改善の主な取組〕
- ・新たな診療報酬の加算取得、連携・機能分担による患者確保等による収益の一層の拡大
 - ・医療の充実に必要な適切な一般会計繰入金の確保と経営効率化・費用縮減の一体的推進
- 〔資本的収支改善の主な取組〕
- ・医療の充実に必要な施設・機器整備の着実な推進と資金収支との適切なバランスの確保
 - ・小児新棟整備への着手
 - ・長寿命化や投資の平準化、規模の適正化等の推進

6 中期計画の推進に向けて

- (1)目標の設定
ロジックモデルの考え方を活用して目標を設定する
①医療機能や医療の質、連携の強化等に係る目標(地域救急貢献率、患者満足度、医師派遣等件数、臨床研修医の受入件数など)
②経営指標に係る目標(経常収支比率、修正医業収支比率など)
- (2)計画の進行管理
次のような取組を新たに行い経営改善を加速化させる
・目標の達成状況等について「見える化」を図り、病院幹部による県立病院運営会議において毎月確認
・四半期ごとに外部有識者会議および職員と情報共有